

## 佐渡市町村合併協議会市章選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 佐渡市「市章」募集要項(以下「要項」という。)第5条の規定に基づき、市章選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、要項第5条に掲げる佐渡市「市章」採用候補作品5点以内を選考し、佐渡市町村合併協議会(以下「協議会」という。)に報告するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 関係市町村の長のうちから 2名
- (2) 関係市町村の議会の議長のうちから 2名
- (3) 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する協議会委員のうちから 2名
- (4) 美術関係の知識経験を有する者のうちから 4名

### (役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって終了する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者を委員会に出席させ、説明を求め、意見を聴取することができる。

### (守秘義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月29日から施行する。

## 佐渡市「市章」採用候補作品選出方法

### 1. 募集する市章（佐渡市「市章」募集要項第2条）

「豊かな自然、薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり」に相応しい「市章」であること。

市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。

用紙の地色を含め4色以内とする。なお、濃淡であらわしたものは不可とする。

自作の未発表作品であること。

### 2. 「市章」採用候補作品選考方法

事務局が作成する「市章」採用候補作品選考資料により、佐渡市「市章」募集要項第2条にてらして、佐渡市の市章として相応しい作品を選考する。

各委員がそれぞれ採用候補作品5作品（委員での順位はつけない。）を選考し、別紙佐渡市「市章」候補作品選考票に作品番号を記載し、事務局へ郵送又はファックス若しくはEメールで提出する。

提出期限は、5月 日（ ）とする。

各委員の選考結果を事務局で集計し、集計資料を作成する。

第2回市章選定委員会（5月 日予定）で、集計資料を配付し、協議により、5作品以内を選考する。

協議による選考が困難な場合は、集計資料に基づき、得票数の多い上位5作品以内で決定する。

集計資料により、順位が決められない場合は、対象となる作品について、委員による投票（1人につき1票）を行い、決定する。

# 佐渡市「市章」候補作品選考票

佐渡市「市章」採用候補作品5作品を記載してください。

委員氏名： \_\_\_\_\_

	作 品 番 号

～ は、順位とは関係ありません。